

檜山北部3町合併協議会  
第2回新町名候補選定小委員会

日 時 平成16年8月23日（月）10時00分

場 所 北檜山町健康センター

檜山北部3町合併協議会 第2回新町名候補選定小委員会会議次第

平成16年8月23日(月) 10:00～11:58 場所:北檜山町健康センター

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 委員の紹介(変更委員)
4. 議 事  
会議録署名委員の指名について  
報告第1号 新町名候補の公募結果について  
議案第1号 新町名候補選定について  
議案第2号 郡の所属の取扱いについて
5. その他
6. 閉 会

○出席委員

大成町

委 員 花 田 千 賀 志      委 員 奥 村 喜 美 男

瀬棚町

委 員 平 田 泰 雄      委 員 柳 田      眞

北檜山町

委 員 内 田 東 一      委 員 眞 柄 克 紀      委 員 石 川 文 枝

檜山支庁

委 員 小 田 千 秋

○欠席委員

大成町

委 員 成 田 直 彦

瀬棚町

委 員 新 保 静 夫

○幹事会

幹事長 福島 一 臣      副幹事長 小林 義 悦      幹 事 越 野 邦 夫  
幹 事 高 野 利 廣      幹 事 碓 谷 恵 一

○協議会事務局

事務局長 道 高      勉      事務局次長 駒 谷 正 義      事務局次長 成 田 円 裕  
書 記 小 板 橋      司      町づくり推進係長 山 内 保 夫

## 1. 開 会

(午前10時00分)

(道高事務局長)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第2回目の新町候補選定小委員会を開催いたしたいと存じます。

## 2. 委員長あいさつ

(道高事務局長)

それでは、開会に当たりまして、花田委員長より一言ごあいさつを申し上げます。

(花田委員長)

皆さん、おはようございます。

私は海辺の人間ですから、途中田んぼの状態はすごく稲穂が垂れてすばらしい景観、海の方もまたそういうお忙しい中で、委員のうち2名ほど欠席をさせていただきますが、非常に新町名の候補選定小委員会の開会をさせていただきたいと存じます。

もとより古来から名は体をあらわすと申しますので、これから合併の暁での新町の名称については、多くの知恵を集めてまいりたいものと、このように思っております。以降事務局等々の説明を加えながら、皆さんのご選任をちょうだいしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

## 3. 委員の紹介(変更委員)

(道高事務局長)

それでは続きまして、第1回目の当小委員会の委員でございました大成町議会議員の佐々木委員にかわりまして、第2回目の当小委員会から、奥村委員が新しく就任されましたことをご紹介申し上げます。

それでは、これから会議に入るわけですが、初めに小委員会設置規程第6条第2項の規定によりまして、会議の成立には委員の3分の2以上の出席が必要となっておりますが、本日の出席委員は8名でございます。7名以上の出席がございますので、会議は成立していることを報告させていただきます。

なお、小委員会運営要綱第6条第2項の規定によりまして、会議の議長は委員長が当たることになっておりますので、花田委員長、よろしくお願いしたいと思います。

なおまた、委員会でのご発言に当たりましては、会議録をとっておりますので、委員長の許可を得てからご発言をお願いしたいと思います。

それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

## 4. 議 事

(花田委員長)

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくご協

力のほどお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行いたいと存じます。

会議録署名委員につきましては、小委員会設置規程第7条の会議運営規程の準用の規定によりまして、きょうは奥村委員と石川委員をご指名申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、日程第2、報告第1号の新町名候補の公募結果についてを議題といたします。

事務局から新町名候補の公募結果について説明いたさせます。

#### (成田事務局次長)

報告第1号 新町名候補の公募結果について。

新町名候補の公募結果について、次のとおり報告する。

平成16年8月23日提出、新町名候補選定小委員会委員長、花田千賀志。

報告第1号 新町名候補の公募結果につきまして、事務局よりご説明をさせていただきます。議案の1ページをお開き願います。

(1) の応募状況につきましては、応募総数が1,097件、そのうち有効件数が1,069件、無効件数が28件、有効分の応募種類数は128種類となっております。

(2) の住所別につきましては、有効分として大成町は件数で104件、構成比で9.7%、瀬棚町は件数で320件、構成比で29.9%、北檜山町は件数で226件、構成比で21.2%、3町合計は件数で650件、構成比で60.8%。3町を除く道内からの応募数は件数で268件、構成比で25.1%。道外は件数で151件、構成比で14.1%でありました。

(3) 男女別の応募につきましては、有効分として男性は件数で532件、構成比で49.8%、女性は件数で537件、構成比で50.2%、性別のわからない人はございませんでした。

議案の2ページをお開き願いたいと思います。

(4) の年齢別につきましては、有効分として10歳未満は17件、構成比で1.6%、10歳代は件数で51件、構成比で4.8%、20歳代は件数で91件、構成比で8.5%、30歳代は件数で124件、構成比で11.6%、40歳代は件数で117件、構成比で10.9%、50歳代は件数で218件、構成比で20.4%、60歳代は件数で215件、構成比で20.1%、70歳代は件数で154件、構成比で14.4%、80歳以上は件数で64件、構成比で6.0%、年齢不明の件数は18件、構成比で1.7%となっております。ちなみに、応募された方の中で最も低い年齢は7歳、最高齢の方は96歳でありました。

(5) の無効件数の内訳といたしましては、同じ人が複数枚応募したもので23件、全国に同じ町名があったものが5件、合計28件の応募がありました。

3ページから8ページには、有効分としての新町名候補の公募結果を50音順に並べかえをし、一覧にしたものを掲載しておりますので、選考の際の資料としてご活用していただければと思います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

#### (花田委員長)

ただいま公募の結果について説明が終わりましたが、この結果内容について何かご質問、ご意見等がございましたら承ってまいりたいと思います。

特にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### (花田委員長)

ご意見がないようですので、報告第1号については了承したいと存じます。よろしく申し上げます。

次に、日程第3、新町名候補の選定についてを議題といたします。

事務局からまずその議案の内容について、説明いたします。

#### (成田事務局次長)

議案第1号 新町名候補の選定について。

新町名候補の選定は、次のとおり新町名候補選定手順に基づき行うものとする。

平成16年8月23日提出、新町名候補選定小委員会委員長、花田千賀志。

議案第1号 新町名候補の選定について、事務局よりご説明をさせていただきます。議案の9ページをお開き願います。

このたびの委員会は、新町名候補の選考及び選定を行うこととなりますので、選定に至るまでの一連の手順をお示しさせていただきました。

1の新町名候補応募作品の整理・集計につきましては、事務局での作業となっております。8月10日をもって募集が終わりましたので、その後に応募作品の中で、全国に同じ町名、同一人物が複数枚応募していないか、また漢字、平仮名、片仮名が使われているかなどの確認を行い、有効となる応募数を確定させ、本日の委員会に公募結果の総括表と公募結果一覧表を提出させていただいたところでございます。

2の各委員による選考につきましては、3ページから8ページに掲載しております新町名候補の応募結果一覧から各委員の皆さんに選考していただくこととなりますが、選考方法、候補数などにつきましては、後ほどご協議いただくこととしております。

次に、委員の皆さんの意見に基づきまして、新町名にふさわしいと思われる候補の選考が終了いたしました段階で、事務局は応募件数順の一覧表の作成という手順としております。選考終了に伴いまして次に選定を行うこととなります。その手順につきましては、3の小委員会での選定に掲載をさせていただきます。

応募件数順の一覧表をもとに、委員の皆さんの協議によりまして、新町名候補選定基準に基づきご協議の上、新町名候補を5から10点程度を選定していただくこととなります。選定された候補につきましては、選定理由を付して委員長が協議会に報告いたし、協議会では小委員会報告に基づき、選定された新町名候補の中から、新町名としてふさわしいまちの名前を決定していただく流れとな

っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

#### (花田委員長)

ただいま事務局から説明があったとおり、新町名の候補選定手順により新町名候補の選考を行ってまいりたいと存じます。

選考に当たっての確認事項でありますけれども、資料第1にありますように、新町名候補選定基準を第1回の小委員会で設けております。この基準の認定いたしたいと存じますが、ページの16ページに当たります資料1をお開きくださるようお願いしたいと存じます。

まずは1の選定基準では、新町名の候補は漢字、平仮名及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前で、ここに書いてあります①から⑦の条件の一つ以上を満たしている名前とするということがございます。

そして、4番目の選定に当たっての留意点として、得票数、応募数の多い順位にとらわれないものとするということと、そしてその名称を応募した理由について十分留意するものとするとなっております。

以上、これらのことを十分踏まえていただきまして、委員皆様に新町名の候補を選定していただきたいと存じます。

なお、選考に当たりましては、お諮りいたしたいと存じますが、選定方法については、まず第1次選考として新町名候補の公募結果一覧表の中から、各委員が一番新町名としてふさわしい名称を一つ作品を選んでいただき、その結果をもとに2次選考として協議を行って小委員会として何作品かを選び、選考理由を付して合併協議会に報告してまいりたいと存じますので、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

意味おわかりでしょうか。こちらのおいでで委員さんがそれぞれ作品の中からまずはそれぞれが一つ選んでいただくと。これを一つの総体の選考にするいろいろな理由を付して協議会に提出すると、こういうことでございます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### (花田委員長)

異議なしの声がございますので、そのように進めさせていただきたいと思えます。

選定方法ですが、各委員から1人ずつ順番に発表していただくのと無記名で単票に書いていただく方法があると思うのですが、どちらにいたしましょうか、お諮りいたします。

無記名で用紙にそれぞれ書いていただく方法もありましょうし、その1人ずつ順番に発表していく方法もあろうかと思うのですが、1人ずつ発表するか、無記名、単票に書いていただく方法、このどちらかがあると思うのですが、これについて各委員さんのご意見を集めてまいりたいと思えます。

(奥村委員)

その各委員1名というのは、どこかの規定か内規にあるのですか。

(花田委員長)

それはございません。選ぶ方法としてそういう方法でどうかとお諮りを申し上げました。

(奥村委員)

今回、当然3町ですから、いろいろな考えがあると思うのですけれども、私は無記名で必ずしも一つでなくて、1人三つなら三つを書いて、それを小委員会としての選考の基準にしたらいいのではないかと、そう思うのですけれども、いかがですか。

(花田委員長)

皆さんのご意見ちょうだいしたいと思います。きょう、実は私の頭では10名の委員が全員出席していただくと大体、他に例を引くわけではございませんけれども、大体候補とするのは大体10個くらい、10作品というのでしょうか。それからだんだん絞り込んでいくというのが大体の流れのように自分なりに考えておるのですけれども、きょうは折悪しくお2人が欠席でございますから、今一つお諮りしても八つ、全員が異なった場合で八つですね。新たに奥村委員から、せっかくだから1人の委員で3件程度はどうだろうかというご意見がございますが、このことについてそれぞれご意見なりあれば。

(内田委員)

今、委員長言われたように、本当にきょう全員の皆さん方が、本来こういう大事な案件ですから、出席をしていただければ本当によかったと思うのですが、2名の方が欠席というのは非常に残念に思うのですけれども、まずこの選定方法の中では、5から10というようなことが書いてあるのです。これは10というのはなかなか大変だと思うのです。ですから今、3点という話がありましたけれども、まずこの中からそれぞれ委員の皆さん方から5点を選んでもらって、その中から進めていったらいいのではないかと思うのですけれども、3点より5点が良いのではないかという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

(花田委員長)

私、今言ったのは、8人がそれぞれいわば選考の選ぶことをするわけです。最初のご提案申し上げたのは、1人1件ということだとトータルで単純に8件が出そろうという、こういうことです。でも、それでは何かちょっと足りないのではないかなというのが奥村委員のお考えだろうと思うのです。最終的にやはり5点ないし10点に絞り込んでいくことは、当然その作業はまたついて回りますので、この際だから、この入り口の部分でご意見を集めて、1人2件なのか3件なのかというそ



ういう方法があるとすればそれを考えてまいりたいという、基本的には今1件とお諮りしたのですけれども、それで8件だ。

8件だって、同じ考え方をすると種類にすると三つとか結果によっては限られた数になるかもわかりません。そういうことも思い計ってのご発言の趣旨だろうと私なりに受けとめて……。

**(内田委員)**

これだけ、8人ですから、結局そんなにばらばらではないと思うのです。そんなにそんなにみんな違う新名称なんて絶対あり得ないと思うのです。ですから、これは先ほど言ったように、いわゆる票数には関係ないと言いながらも、やはりそういうものの中には入る可能性もあるのではないかということになると、これはもう8人の中だと大体その中であれするような気がするのですけれども、どうですか。

**(花田委員長)**

では、せっかくですから、これが最初の本当の入り口だと思うので、ちょっと休憩をこの辺でとらせていただきたい。

(休	憩)	(午前10時17分)
(再	開)	(午前10時28分)

**(花田委員長)**

では、休憩を取り消します。

私、先ほどお諮りいたしましたが無記名単記ということで単票の話をしていしましたが、この際、各委員の多くのお考えを集めるために、こちらのだけ無記名、三つ以内の選考ということで決めたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**(花田委員長)**

では、そういうことでこれからその記載用紙をお配りします。

**(奥村委員)**

集計しやすいように、ナンバーも書いたらいかがですかね。そうすると、集計しやすいですよ。

**(花田委員長)**

せっかくの意見ですから、ご意見ございました。では一覧表の番号を頭に付してお名前を書いていただくと、集計等でいろんなことで好都合でございますので、改めてお願いします。三つ以内を

選んでいただく、まずは一覧表の番号、そしてお名前と、こういうふうにしてお願いしたいと存じます。約10分間ぐらい、もし足りなければそれぞれまたおっしゃってください。とりあえず10分の時間を設けて、まずは各委員の選考をお願いしたいと存じます。

その間は休憩いたします。

(休	憩)	(午前10時30分)
(再	開)	(午前10時47分)

#### (花田委員長)

それでは、休憩を解いて再開いたします。

皆様にそれぞれ選考していただいた新町の名前については、都合15種類、こういうことに相なりました。協議会に報告する基本事項としては5点ないし10点と、こういうことでございます。この中から、その基本事項に沿ってどうするかということについてまた各委員のご意見をちょうだいしたいと思います。それぞれご発言をお願いしたいと思います。

#### (真柄委員)

今出たあれを見ていますと、町名同じで漢字、平仮名というものがあります。これも一つ考え方として別々だという考えもあるのですが、例えば瀬棚なら瀬棚、二つありますよね、北瀬棚も入れるとエリア的な形としては……。そういうような形の中で、これは全く別々に平仮名と漢字で扱うのか、その辺ちょっといかがなものかなと、私ちょっと皆さんにご質問したいのですが、今言う意味的には大成も久遠も同じと考えるというか、そういうこともエリア的には考えられるのかなという気もします。その辺はあくまで1個のあれとしてやるということでしょうか。どうですか。

#### (平田委員)

これを何点かに最後絞って協議会の方に出すと思うのです。では、協議会でどういう決定の仕方をするかによってまた変わるというふうに思います。例えば今ご発言があったように、「瀬棚」、「せたな」、「北瀬棚」とあった場合に、どれか漢字も平仮名も同じだから、分かれる可能性があります、投票した場合。では、その辺の名前が、投票では少なくなる、ばらけてしまう感じ。だから、私は地元、自分のまちの名前出ているので言うのですが、これは一つにやっぱりこの段階で絞っておく必要があるのではないかというふうな気がいたします。

#### (奥村委員)

私も瀬棚の72と71は、どっちが頭になる、多い方1票だけでも、漢字の「瀬棚町」、そして括弧して平仮名の「せたな町」、あわせて8というような小委員会のとらえ方でいいのではないかと思います。私はいくらでも。私はそう思います。今、質問のあった件については。

**(花田委員長)**

まず最初、真柄さんが言ったのは、それぞれお考えの中には平仮名も片仮名も漢字もいろいろありますけれども、エリア的にはそれをそこに一つ束ねて、これは実は北檜山町さんのときにも、番号が優先するか、名前を優先するかという1項ありました。恐らく新北檜山町か何かという名前が九十何番になったのだらうと。私はまだ見ていないのですけれども、そのものについてはどちらを優先するか、とりあえずそこらに整理した経緯がございますので、真柄さんのご意見は瀬棚のところの何かの例えば数の多いところに一通りのくくりをする。これは得票何票入ったからというここで報告申し上げるわけではないですから、小委員会でこれこれの候補として選定いたしましたと、そしてまた全員のご意見をちょうだいして最終的に、果たして次のまたステップがあるのかどうかわかりませんが、そういう手順でございますから。それに何票というのは、これは絶対避けたいと思います。そういう意味でのくくりはそういう考え方では伝わるのではないだろうかという気がする。のが真柄さんのご意見。

瀬棚町さんのご意見もそういうことでしょう。

奥村さんもそう。

**(奥村委員)**

私もその何票というようなあれをつけないのであれば、別々にやっぱりすべきだと思います。

**(花田委員長)**

その辺のご意見ね。せっかくですから、どうぞ。思いのたけをやっぱり……。どういうふうになんか出たか恐らく出るのだね。

**(真柄委員)**

統一的な見解というのは僕はあった方がいいと思いますので、再度皆さんによく諮っていただきたいと思います。

**(内田委員)**

だから、さっき言ったように得票にはこだわらないということですから、例えば今、奥村委員が言われたように、「瀬棚町」もそれでいいだらうし、また平仮名の「せたな町」、これもそういう望んでいる人がいるのだから、これは両方出しても私はいいのではないかと思うのです。別に固めて、投票の多いということになれば、それは一緒にしてもいいと思うのですけれども、それぞれこれは選ぶわけだから、どうなのでしょう、それは。瀬棚町、あるいは平仮名で「せたな町」のまたこれやわかりやすい感じがいいような気がするわけで。

**(平田委員)**

私、さっきも言ったように、法定協の全体の会議の中でこれをどう取り扱うかの問題だと思うのです。意見いろんな交換の中でここに選考の一つの理由づけがあって、そのまちのそれぞれありましたよね、理由が。その町名を決めていく地域の知名度の問題であるとか特徴だとか、そういう意味でこれを分析していくと、漢字も平仮名も同じになってしまうのですよね、ほぼね。気分的にやわらかいから、といいながら、では二十何人かの委員さんで投票しましょうと。1人1票ずつでやるとしたら、瀬棚というイメージは持っているのだけれども、漢字と平仮名で分かれてしまうと、そこには瀬棚というのがばらけてしまうわけです。趣旨から、本当の意味からいうと、やっぱり選定基準の一つの流れでいった場合に、同じイメージなのです。同じ名前ですから。その辺では私は絞ってしまった方がいいのではないかなと思うのです。そうしなければ、ばらけてしまうよ、こういうふうに。

**(花田委員長)**

平田さんのご意見はちょうだいしました。

**(真柄委員)**

再度私の方から。今いう、例えば15番、14番です。「狩場」、「かりば」という、このニュアンスの考え、これはほとんど私は変わらないと思うのです、瀬棚以上に。漢字であれ平仮名であれ。その投票した人の位置づけ的なものは。だから、その辺のところで、多分これは北檜山にしたって平仮名か漢字か迷った方も私いるのではないかと思いますので、位置的、地理的な意味での投票のまとめというのをしておかないと、僕は本会議で相当、何が基準だというときに逆に混乱を招くような気がするのですけれども。

**(花田委員長)**

結局そういうことが懸念されるので、普通であればバーンと基準に当てはめて、ではこうしましょうかということに普通なりがちですよ。どうでしょうか。平仮名と漢字で併記してしまうと、またばらけてしまうということはあるね。

**(石川委員)**

同じ音ではなくても、北海道の西を示すという意味で3票あるのです。ばらばらの名前。ただ、その中で北海道の最西端のまちなのだということをやっぴりアピールしたいというのが3票あったということ、そういうことも大事にしてもらいたいと思うのです。

**(内田委員)**

それと、これはさっきも言ったように、得票とは関係ないといいながらも、平仮名の「せたな町」といういわゆる投票された方が161名おられるわけでしょう。これはやっぱり大きな数だと思うのです。ですから、私はやはりそうした意味では、これはやっぱり今5点ほど選ぶというのだけれど

も、その中に瀬棚が2点入っても、これはやむを得ないのではないかと思う。ただ、そういう中でやはりそうしたことも反映すると、やっぱり二つにしたらいいのではないかなというような、そういう思いがしますけれども。

#### （柳田委員）

確かに僕も、今内田会長がおっしゃるとおりだと思います。やっぱり読み方が同じだということから考えても、この中身を選ぶ基準として、この理由の中には平仮名と漢字と同じ考え方で応募されているけれども、たまたまというか字が平仮名と漢字で違うというのがあるわけです。この中で二つほど全く同じようなものが理由としてある。そうならば、やはりそこで我々ももう少し詰めて考えてみた方がよろしいのかなという気もしないでもないですけれども、そういう考えも大切にすることもあっていいのかなと。全く考え方が同じだけれども、字が違ったのだということで、小委員会としては、上げるときにはこういうことだったらこうなのだということの理由づけというのが、必ず必要になってくるでしょうから、やはりそういうことも必要かなという気がしないでもないですけれども。

#### （平田委員）

ここに偏った話になっているようだけれども、やはり応募意見・理由というものに、今、柳田副委員長言うように、全く同じなのです、これ。一、二点本当に何となく子供でも親しみやすく読み書きしやすいとか、それから平仮名がやさしい感じがするからだというのが、漢字と平仮名の違いで、残りのたくさんそれぞれの理由というのは、みんな同じなのですよね。ですから、そういう意味では、例えばあえて私はこれは瀬棚という漢字に統一したって、応募してくれた人方の意思をそんなに大きく損ねるものではないというふうに受けとめられるし、あとの選定基準の意味、それぞれ①から⑦まである中をいろいろこの中に当てはめても、この応募理由とはそれほど変わっていないのではないかなというような気がするのです。ですから、やっぱりこういった分析しながら、ひとつそこを決めていくべきだというふうに思います。

#### （花田委員長）

逆も真なりということがありますので、この委員会で一つの目安として、5から10という、こういう枠組みです。この結果が15種類出たのですから、その恐らく数を狭くすると今のような統一した方でないと、せっかくの応募してくれた方が狭くなるという部分がございますよね。そういうことですから、きちっと裏から申し上げますけれども、この委員会で5から10というのはちょっと倍なのですけれども、15を対象にして大体半数ぐらいだとすると七つぐらい、逆に考えるなら。そうすると、今までの各委員のご意見がそこの伝わってくるのです。やっぱり余り多くすると、範囲が狭くなってしまうという、こういうことになりますよね。

したがって、その求める意味が共通しているものにはそれをくくっていいという考え方で、せいぜいここで七つぐらいの程度で選んでいきたいという、まず第1段階の考え方でいかがでしょうか。

よろしいですか。

**(奥村委員)**

そうすると、くくってもいいという人と、あらかじめここで例えば平田町長が言ったように、漢字なら漢字とすることをこの小委員会で決めることになるのですか。私はやっぱり投票された思いの方も入れて、私さっき当初に言ったように、例えば瀬棚町を漢字で書きます。括弧して平仮名でせたな町もありました。当然、この一覧表を協議会に出すのだらうと思うのです。こっちは出さなくても。さきに資料として出されたものは出すと、これはもう公表しても差し支えない資料だと思うので、こういうことも踏まえて、例えば北檜山町も同じ、平仮名もありました。片仮名もありました。これも括弧の中にそれぞれ入れると、こういうことでいかがでしょうか。私はそう思うのですけれども。何かこの小委員会で漢字なら漢字に数多いからとか、同じ意味だからということではなくて、そういう併記もあっていいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**(平田委員)**

やっぱり小委員会としてのきちんとした考え方というものも、やはり細部を検討する意味で小委員会というのがつくられたわけで、ただ「出てきたよ」「こうだよ」と、「はい、協議会で協議してください」というものではないと思うのです。やはりそこには一つの基準をつくって厳密にこの基準に沿って、あります応募者数も1人もいるし、500もあるし、ではこの重みというのは、1票と500と同じだと、こういうことになるのか、やっぱりその辺も加味してよく議論した中で小委員会で検討していくというぐらいの重い小委員会でなければ、私はならないのではないのか。これは応募した人の趣旨を反映されないのではないか、そんな気がするものですから、その辺を整理しながら、10を選ぶとするならば、漢字と平仮名を束ねてしまうと1人一つが減っていくわけで、そんなことをしながら、できるだけ10を選ぶならばそういうふうにして削っていくとかやっていくとか、いろんなことがあると思うのです。ですから、もう少しこの趣旨論なりあるいは応募者数なり、あるいは選定基準なりというものを総合的に判断しながら、この小委員会で理由づけをしながら法定協の方に報告というか、提案していくというような形にならなければ、ちょっとぼんぼん行ってしまいそうな感じします。

**(花田委員長)**

私、さっきお尋ねした真意はそこなのです。10個が最大限、我々今せっかくの応募した方を大事にするとするならば、平仮名も一つ、漢字も一つにすると10個ぐらいでこちらは提案申し上げると、この方法もあるわけです。

**(奥村委員)**

いわば、その公募規定、選定基準にあるように、5から10というのはアバウトなのです。5選ぶのか10選ぶかによって、くくりの問題も出てくると思うのです。

**(真柄委員)**

それはちょっと違います。やっぱり1回目のときに奥村さん出ていらっしやらなかったですけども、いろいろな形、まず公募した中で、5から10の範囲の中でここできょう検討しましょうということだったわけですから、この中にただ5より下回ると、これはちょっと私もまずいなと思いませんけれども、あとその範囲の中ではやっぱりある程度基準というのを決めないと。

では、この中で例えば僕思うのですけれども、数字から見ても狩場町というのが結構大きい数字が入っているのです、このアンケートからいって。そうしたら、このときに狩場エリアという形の中で、そこに平仮名と漢字でそれだけの違いを判断するというのはなかなか難しいなという私も気がする。やっぱりエリアなり、その土地の呼び方というのは共通である程度判断していくしかないのではないかなと私は思いますけれども。それでないと、北檜山にしてもそうですし。だからできれば、私は大成と久遠というのだって、ある意味でいけば一緒に考えられる、かなりダブっている面もエリア的にいけばあることもあり得るなという考えを私していますし、それから先ほど石川委員が言ったように、この北西と西北というのはなかなか意味的なものをいったら、その辺はある程度この委員会の中で判断してあげられるものであればしても、投票する趣旨には私は反しないのではないかなという気がしますけれども。

**(花田委員長)**

簡単なようなのだけれども、簡単でないのだ。

**(内田委員)**

私、さっき言ったように、これを例えばこの項目の中で10点なら10点選ぶ、これはいいのです。それが、瀬棚が二つ入ったからといって、これはあれでないわけです。それで私言いたいのは、今北檜山町の平仮名の場合では、4件よりないのですよ。4件より応募してないの。ただ、これは瀬棚町で平仮名の「せたな町」で151、これは瀬棚町だけではないと思うのです。例えばやはり北檜山町からも結構そうした希望というのは行っていると思うのです。ですから、私はそれは最終的にどう決まろうと瀬棚町に、漢字になろうと平仮名でなろうと、それは最終的には決まるわけですけども、私はそんな意味では、無理にここで一つに絞って、数を修正することないのではないかなという気がするのです。

**(平田委員)**

私さっきから言うのは、瀬棚町の平仮名でも漢字でもいいのですよ。一つ入れてくれればそれで結構なのだけれども、それをもし、法定協議会の中で1点としてそれぞれカウントされれば、同じ瀬棚でいいよと投票しても、平仮名と漢字で分かれるから、合わせると確かに何票かに固まったものになるけれども、分けてしまうと半分になってしまうということになるのではないのかと。では、その辺の意味がちょっとおかしな結果になるのではないかと、そんな思ったものだから、どうなの

だろうなというふうに私は思います。

**(奥村委員)**

だから、私言うように、瀬棚の平田町長言うように、ばらける、案分されると、こういうことになると当然アピール度が少なくなるものだから、私はこの小委員会として、何回も言うようだけれども、瀬棚町と書いて、平仮名の「せたな町」も当然さつき確認したように新町名の中では平仮名の「せたな町」も160もあったのだよと。この辺はやっぱり協議会の委員は、私は理解してもらえらると思うのです。当然この小委員会でも平仮名もかなり数ありました。

**(内田委員)**

これはあれでしょう。その委員会にはこの資料を出すでしょう。

**(花田委員長)**

それは出ますよ。だれが何点というのはわかるのです。

**(内田委員)**

だから、この中でとにかく瀬棚、漢字と平仮名と合わせたら、約721票だから、ほとんど7割程度がもう瀬棚町というあれをしているわけです。その中に、つまり瀬棚町の漢字と平仮名のせたな町というのが分かれているわけなのです、その中で。だから、それは、その委員会の中で最終的に結論として、いやこれは二つを一つに絞って漢字にしたらいいでないかという意見が出れば、それはもうそれでいいわけですから。ただ、小委員会の中では、やはりそうしたものが、いや、だってこれをどうするかというのに悩んで、やはりそれだけの要望もあるわけだから、期待もされているわけだから両方を出したのだということでは何も……。

**(花田委員長)**

わかりました。委員長の裁定として再度申し上げます。平仮名、漢字問わずして10点、この委員会から選ぶということで進めたいと思います。そのようにしていただきます。恐らく、なぜこの10点というのは、全体の協議会やると、またこういう条件がいろんなことが出て、もう一度お願いするということもあり得るのです。ほかのところもそうですから。まずは多くの方々のご意見を最大限に生かして10点を絞ったと、こういうことにしたいと思います。恐らくこれは何時間かけても同じ思いがそれぞれありますので、進まないと思います。

それでは、選び方なのですけれども、まずは複数以上の票が入っているのを選ぶのでしょう。常識論で。

**(柳田委員)**

確かにこれからの順序としてはどうなるかということなのですから、とにかく一言だけ言ってか



ら話ししようと思うのですが、確かに得票には影響を及ぼさないのだということであるけれども、まず頭に置いておかなければいけないのは、とてつもないたくさんの方があつたのだということも我々は頭に置いておかなければいけないということも事実だと思います。それでそうやって、今ともかく15あります。しかし、常識的にいえば、数の多い方から選んでいくということになるのですが、そのことについて例えば消去法を使って、これはいいんじゃないのといって抜いていって10以下にするのか、そのこともあわせて考えないといけないのではないのかなという気がします。

(内田委員)

これは前回に得票にはこだわらないということを行っているのだから、得票が多いからといって、それを頭に出したのではまたもめる原因になるので、これは絶対にそのことだけは。ただ、結果がこうだったのだから、その結果で皆さんに選んでもらうということでない。

(柳田委員)

だから、やっぱりそれを言うのは……

(内田委員)

これはもうこれ出すから、こっちから言わなくたってわかるでしょう、その結果は。

(柳田委員)

だから、今15もあるわけですから、それを多い方からいくのか、それとも消去法を使っていくのか。そのこともあわせて考えないといけないのかなと。

(内田委員)

その問題は今、平田委員さんの方からあつただけけれども、これは二つを一つに絞られなかったら不利になるということはないでしょう、これは。絶対ないよね。

(「それはないけれどもね」と言う者あり)

(内田委員)

私はないと思う。逆に有利でないかと思う。

(花田委員長)

公開ですので、委員会もいわば。議事録、録音がございまして、しゅくしゅくと会議を進めたいと思います。

お諮りいたします。ただいまこの委員会からまずは10点を候補名として挙げようということの承認をいただきました。その10点を選び出していく方法論でございまして、まず1点目は今とりあえ

ずここの委員さんで名を挙げた複数以上の出ているものもある、こういうことをまず選んで、あと残りの10の不足分を選ぶという方法、逆に今一部委員にもご提案いただきましたように、表記法でまずここを削って残りを10、こういう二つがあるかと思うのですが、これに各委員の方の意見をちょうだいしたいと思います。

**(石川委員)**

私からもう一つですが、先ほど言ったように、同じような場所をイメージしてこういう名前と決めて3票出ているのですよ。だれが書いたかちゃんと手を挙げて統一するという考えもあると思うのですよ。

(「無記名でいったんだから、それはない」と言う者あり)

**(石川委員)**

それはだめですか。無記名ではだめですか。1票は1票ですか。

**(花田委員長)**

それぞれ、委員長としてお話ししますが、それは1票といえどもやはり心というのはあるので、各委員もそういうお考えは広いお考え、度量を持っておられる各委員だと私は信じていますので、その消去法にしてもそういうことは十分考えて、選択していただけるものだと考えます。

その間だけ、ではもう少し休憩しますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**(花田委員長)**

では10分くらい休憩いたします。

(休憩)

(午前11時12分)

(再開)

(午前11時25分)

**(花田委員長)**

では、休憩を取り消して会議を再開いたします。

新町名を一つの目当てとしてあくまで10個を選んでいくわけで、これから各委員のご意見をちょうだいしたい。

先ほど私、ちょっと発言に不適切なことがございました。消去法というのはこの種の会議では相入れられないという、こういう注意を喚起されました。これは訂正しておわび申し上げます。

まずは順を追ってそれぞれ選んでまいりたいと、こう考えます。

お諮りします。この15の中で複数以上の入っているところが、31番は北檜山町、71番が平仮名でせたな町、72番で漢字で瀬棚町。これは8名の委員で選びましたので、このまず三つはそれぞれ選んでいくことについてはご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(花田委員長)

次はこの三つが選ばれました。残り目当てですけれども、とりあえず10個だとすると、あと七つ。この選び方、恐らく応募された方のご意義がございましょうから、そちらも同時に目配りしながら、それぞれのご意見を大胆に発言願いたいと思っています。

(真柄委員)

これだけの中から選ぶわけですから、私は一応エリア的に大成、久遠を一つと考えて大成町という今ポピュラーな名前の一つ挙げるべきだなと思います。その10個の中には。それは私の意見でございます。

(花田委員長)

他に。

(奥村委員)

同じ意見なのですけれども、14と15の「狩場町」と平仮名の「かりば町」、これをどちらにするかも、この小委員会に諮ってください。

(花田委員長)

14番と15番が「狩場」、平仮名と漢字なのですけれども、どうなのですかね。瞬間的に見て、意味が僕まだ中身見ていないのですけれども、意味は同じ、平仮名も漢字も……。それは漢字でも平仮名でもいいのでしょうか。せっかくだから、奥村委員が言ったのだから、どっちかに決めて。

(奥村委員)

私は漢字の方がいいと思いますけれども、個人的に。

(花田委員長)

ではご意見いただきました。狩場町。  
あと、他にございませんか。

(奥村委員)

もう一つ42番、100番、これは北西町と西北町、「さいほくちょう」と読むのか「せいほくちょう」と読ませるのは別にして、これもくくりとしては一つでいいなと思います。

(石川委員)

それでしたら、40番「西幸町」も多分北海道の西に幸いがあるという意味で、あと幸があるという意味なので、それ三つの中で一つに決めていった方がいいのではないかと思います。

(花田委員長)

40、42、100番、この中から一つ。

(石川委員)

皆さんで一つに決めていく。

(奥村委員)

どっちにしても意味はわかるのだけれども、まちの名前としてはなじみにくいんでないだろうか。

(石川委員)

一つずつで三つ外しますか。

(奥村委員)

西北町とかというの……

(石川委員)

何か天気予報みたいだなと。

(奥村委員)

なじまない……。

(石川委員)

40番、西幸町。西をイメージしているのね。みんな3町とも。

(平田委員)

これは、ただ名前だけ10個ぼんと法定協に出していくのですか。理由つけるのですか。

(花田委員長)

理由は応募した理由があるからいいのではないですか。あと名前、こう委員で絞ってみましたと

いう、こういう報告ではないですか。あとの応募された方の意味を持たせる。

(平田委員)

だから、それだけなら40とか100とか42は、こっちの方で似たりよったりだから一つに絞ってやれと、こういうことになるのですか。

(花田委員長)

皆さんのご意見がそれでまとめればそれをやる。全部外れるかもわかりませんよ。今そういう話が出たので。

(平田委員)

歴史的な問題であるとか文化であるとか、そういったものの意味合いのものは付記するのですか、判断するのですか。

(「選定理由をつけるのでしょうか」と呼ぶ者あり)

(平田委員)

つけるのでしょうか、①から⑦の中で。だから、その理由づけをどこに持っていくのかということもやっぱり考えながらやらないといけない。

(柳田委員)

42と100というのは応募された方の思いというか、考え方が違うのではないですか。

(奥村委員)

さっきも言いましたけれども、北海道の最西端という意味でしょう。

(柳田委員)

本当に北海道の一番西なのかな。

(奥村委員)

西だよ。それは間違いない。

(石川委員)

一番西というのは地理的にアピールできるという意味では、これは合っているのですよ。それで、対外的にアピールできるという意味でも。

(花田委員長)

いかがですか。40、42、100、それぞれ意味が違うと思うのですけれども、大体これ、最西端だという意向が伝わっているように見えるのですが、そんな感じがあるということに相なるかどうか、それだけ。

(内田委員)

今これ、こうやって投票して選んだのだけれども、どうなのでしょう。例えばその三つを一つにするといったって……。

(花田委員長)

そのうちから選ばなければ……。まさか三つ、一つずつ新たな名前つくるわけではないですから。

(内田委員)

その中からどれにするかということでしょう。

(花田委員長)

せっかく今その意見が出たので。

(内田委員)

どうしてもこれ入れなければだめなのですか。

(真柄委員)

ちょっとこれは確かに書いた方のそれなりの考え方、今言う、数にはこだわらないというのは、確かに数にこだわっているわけではないのですけれども、いかんせん、1票、1票のものをここの中に上げてこれが最優先の10個の中に入るかといったら、これ私非常に疑問を感じるのです。これであると、全く一つでも、例えば狩場なり檜山なり、まだ身近を含めた中で納得できるものの中で選んだというのであればあれですけれども、これは北西町と言ったらどこのまちでも北西町と必ずつけれるのですよ。それから西北町もどこのまちでもつけれる話なのですよ。だから、そこまで私たちが無責任に判断していいのかなと、私そういう気しますけれども、いかがですか、委員長。

(花田委員長)

ご意見ですから、そういうまとめでいます、一つそれ。

(内田委員)

だから、今これを選ぶのに苦勞しているのだから、今、真柄委員は無責任といったけれども、無責任ではないのですよ。これはやっぱりそうした中で本当に選ぶわけだから、これから落としてい

くわけでしょう、5点を。そういうためには、そういう方法で選んでいくより、それは仕方ないの  
でないですか。今言ったように。

(柳田委員)

今、真柄さんのおっしゃるとおり、そういう考え方の中でいいのか悪いのかと判断して、そして  
選ぶか選ばないかということ判断しないといけないと思います。

(石川委員)

それと瀬棚町、北檜山町、大成町というのは現在ある名前ですから、数としてはたくさん上がっ  
てくると思うのです。この1票の中にやっぱり一生懸命考えて、新しいまちにというから、やっぱ  
り1票だからとないがしろにはいけないのではないのでしょうか。

(内田委員)

それはだから、今選ぶのに苦労しているわけだから、ではどれをやるのかということになると、  
そういうふうな対処の中で選定しなかったら、これはしようがないでしょう。

(花田委員長)

わかりました。

他にあとございませんか。

今やっているのは5個。目当ては10個と申し上げました。それは7個でも8個でもいいのです。

(柳田委員)

それはそうだと思いますよ。

(内田委員)

本当は余りにも数多くすると選定に困るから、幾つか本当は選んだ方がかえってよろしいですね。

(柳田委員)

そうだと思います。

(平田委員)

今まで五つかい。苦労して探したけれども、五つなら五つでいいよ。無理やり入れていくよりも。

(柳田委員)

要するに10だから10無理して集めなくたって……。

**(内田委員)**

そうなる、このまま出して、もう委員会で出していったらね。

**(奥村委員)**

10にしたいという委員長の発議があつて進めたものだから、10にすると、この小委員会がどこまで絞ったのと、こういうことになるし、事五つになると、本当に皆さんが絞り込んでいったぞと。例えば五つでも六つでも、そういうことになるのではないかと私は思うのですけれども。10というようになると、かなりまた今度このうちから消去法だめだといいいながらも、選ぶ方も今度は大変だ。数のために選ばなければならない。

(「五つあればいい。無理して……」と呼ぶ者あり)

**(花田委員長)**

各委員さんがそうであれば……。

**(真柄委員)**

ある意味そうしたら、結構約40分ぐらいにわたって、このセンターの中で各委員がいろいろ考えた結果で、これ委員長が配慮していろんな意味で偏ってもあれだということで10個という形で出されたのだと思いますので、それはそれとして私も尊重いたしますけれども、いろいろ審議した結果、さっきのように、この新町名になかなかなじむと判断できないものも上がったという形ですから、今言う5個以上であれば、もう一個ぐらい上がればその方がいいのかなという気はしますが、10個選ぶだけの材料はそんなにないなという気が私はします。

**(奥村委員)**

それで、さっきから話、石川さん言っているからどうだということではなくて、やっぱり北海道の地域的なブロック的なことを言うと、最西端というものがここの選ばれた15の中にも三つあるので、このうちの一つは一つ、先ほど真柄さんも言ったけれども、何とかその辺も5個以上の対象にしていなければならぬ、私もそう思います。

**(花田委員長)**

委員長としても、実は5個より6個ということで、大体各委員のお話聞くと、そういうバランスなのです。そういうことですから、もう一つ、委員長として五つの最後にお諮りします。

その西幸町、保留していましたが、これについて候補とすることについて、皆さんに最後にお諮りしたいと思っています。

ご異議ございませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**(花田委員長)**

以上、6点に絞って協議会に報告させていただくことにいたします。確認します。

北檜山町、漢字で瀬棚町、平仮名でせたな町、大成町、狩場町、これはいずれも漢字。今度は大成と狩場は漢字。そして、40番の西幸町、計六つ。

こうすることで、最終結論をさせていただきます。これでもって協議会に報告させていただきたいと思っております。

次に、日程第4の議案第2号 郡の所属の取扱いについてを議題といたします。

議案の内容を事務局から説明いたさせます。

**(成田事務局次長)**

議案第2号 郡の所属の取扱いについて。

新町の郡の所属については、合併協議会の協議により次のうち一つを選択する。その選択に基づき、北海道に対して働きかけを行う。

- 1 新町の郡の所属は、瀬棚郡とする。
- 2 新町の郡の所属は、久遠郡とする。
- 3 新たな郡を設け、新町は新たな郡に所属する。

平成16年8月23日提出、新町名候補選定小委員会委員長、花田千賀志。

議案第2号 郡の所属の取扱いについて、事務局よりご説明いたします。

議案の13ページをお開き願います。1の新町の郡の所属の決定権につきましては、地方自治法第259条第1項の規定において、「郡の区域を新たに設置、廃止、区域の変更、名称の変更などを行う場合は、都道府県知事が議会の議決を経て、総務大臣に届出を行う」こととされております。また、同条第3項の規定におきまして、「二つ以上の郡をまたいで町村が設置された場合も、第1項の規定の手続を行う」こととされております。

これらのことから、地方自治法の規定に基づき、郡の所属の決定権限は都道府県にあると法令で定められているところでございます。

資料の中段になりますが、住民基本台帳法施行令第12条第2項の規定に、住民票の記載事項の変更を職権で行うことができる事項が定められておりまして、その中には同条同行、第7号に規定がありますとおり、郡名、字名などの変更があった場合も含まれます。

また、不動産登記の関係では、第59条の規定において、「行政区画の変更があったときは、登記の行政区画の名称は変更したものとみなす」と規定されているところでございます。

議案の14ページをお開き願います。登録免許税法第5条の規定において、「郡名、字名などの変更に伴う登記の記載事項の変更登記には、登録免許税は免除される」こととなっております。

二つの郡の所属が変わることによる影響につきましては、新設合併の場合は町の名称が変わるため、郡名が変わったことによる影響は特にないものと思われております。町名変更による影響は、

観光案内板、道路標識、住所の変更、郵便番号の変更、電話局番などの変更、製造者住所の記載された製品など、さまざまな影響があると言われているところでございます。

3の法務局への情報提供につきましては、登記簿は電算処理されている関係から、登記変更は4カ月ほどを要するため、郡名、町名の変更などがある場合には、事前に法務局に連絡をお願いしたいとのことであります。

4の北海道の考え方はと申しますと、郡の所属に関しましては、北海道が一方的に決定する考えではなく、あくまでも合併協議会の方針決定されたものを尊重して郡の所属を決定していく考えであるとのであります。

議案の15ページをごらん願います。5の郡に所属している町の取扱いにつきましては、所属する町との協議が必要となります。郡の所属の取扱いには三つの選択肢がありますので、選択肢それぞれの取扱いは異なります。

①の瀬棚郡とする場合には、大成町の同意が必要となります。

②の久遠郡とする場合には、瀬棚町、北檜山町の同意が必要となります。

③の新たな郡名をつける場合は、3町での協議により方針を決定することとなります。

①から③いずれの場合も、瀬棚郡に所属している今金町との協議は特に必要とされませんが、事前に郡名が変更になる旨の情報提供は必要かと思われまます。

6の郡の所属の方針を決定する期限につきましては、17年9月に合併をするとした場合は、協議手順をごらんいただくとおわかりのとおり、さまざまな調整事項がありますので、合併協定書調印を12月初旬とした場合には、1カ月以上前には協議会において郡の所属方針を決定し、北海道に働きかけを行う必要がありますので、遅くともことしの11月初めには北海道に要望する形になるかと思えます。議案にございますように、郡の所属の取扱いは、瀬棚郡、久遠郡、新たな郡の設置のうちの一つを選択することとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

#### (花田委員長)

それでは、新町の郡の所属についての取扱いであります。選択として3点の中から選んで、北海道知事に働きかけをしてまいりたい、そういう手順もございますので、まずこの3点について各委員のご意見をちょうだいいたしたいと存じます。

#### (柳田委員)

だれかがしゃべらないといけないような話で、一貫して考えてきたことがございます。それは明治の時代から、古来4郡の郡役所というのは久遠郡ということだったのです。そういうことから考えればやっぱりこの際、たまたまといいますか、大成におじゃましたときにも久遠小学校というのがまだ現実に残っているということを考えながら、やはり歴史的にも瀬棚郡と久遠郡がありますけれども、二つというわけにはまいりませんので、やはり瀬棚郡を久遠郡に編入させるという考えでいっていただければなという考えを持っております。

以上です。

**(花田委員長)**

今、柳田委員からただいま、三つの選択肢の中で一つの考え方として過去の歴史を重んじて久遠郡と、そういう一つの案がありました。せっかくですから、多くご意見を集めてまいりたいと思います。他にご意見をぜひお願いしたいと思っています。

**(内田委員)**

確かに、今の話というのは、柳田副委員長の方からそういう提案がございました。私はあえて、大成の委員もおられますけれども、私はやはりそうした意味ではこれは今金町の同意というのは、いいと言いつながら、やはり今まで瀬棚郡という名称できたわけですから、やはり瀬棚郡というものはやはり残すべきだというふうに、私はそう思います。

**(花田委員長)**

次のところで、この瀬棚郡というご発言がございました。  
他にございませんか。

**(奥村委員)**

私はきょう初めてこの新町名の会議に、2回目だということが出たのですけれども、この新町名と郡名の決定というの、これは並行して行うということで進めてきたのでしょうか。まだ新町名決まっていないのに郡を……、ここでは小委員会で決められるわけではないのですけれども、例えば協議会に答申するなりの手立てになると思うのだけれども、この辺でいかがなのですかね。このそれぞれ郡は郡役所があったり過去の歴史があるのだろうし、それに、まして今回単独町での今金町も瀬棚郡使われることになって、将来的なことはわかりません。将来的に一つになって同じ郡になるのか。例えば新たにつけた場合でも、例えばこの後合併がさらに推進されて、今金町が編入される時も、当然そこでまた郡変わるなんてということにはなかなかなりづらいものだと思うのですけれども、何か私は今、新町名決まらないうちに郡をここでと、当然小委員会での答申決定、検討事項になっていると思うのですけれども、どうなのですかね。私、何か町名が決まる、それでは遅いかな。それとも、並行して協議だけをする、位置づけをするということに手順としてなるのか、その辺いかがなのですかね、委員長。

**(花田委員長)**

まず、奥村委員は2回目からかわっていただきましたので、当初お話の中にもありましたように、町名をまず公募してということ。同時にそのとき郡名も、と、二つやるというと、なかなか複雑になったりするので、新しいまちの名前をまず、そして付随したもので郡の名称も同時に考えていこうと、こういう経緯がございました。したがって、奥村委員の発言がまたもっともなところがある

と思うのです。まだ新町名が決まっていないので、それをやっぱり並びもあるでしょうから、そういう今、また変わった久遠郡、瀬棚郡というお話の中に、さらに新町名とその名前とあわせて検討すると。これはまた別に書くのか、選択肢、三つの考え方が今出されたと思うのですが、さらにもう一つ進めてご意見があればちょうだいしておきたいと思います。

#### (平田委員)

確かに、奥村委員の言うとおりに、いろいろと難しさがあるのではないかというふうに思います。三つの選択というのが郡の問題についてはあるというのと、瀬棚郡と久遠郡と新たな郡という三つの考え方があるので、私も奥村委員と同じ、今の状況では判断するのは難しいのではないかと思うので、新たな郡をつけることと、従来の郡を維持するというのと、これは二つに分けてどちらかにだけ方向性というものをつくっておけば、その後のまたこういった協議会なのか、本来的には小委員会で決めるべき内容のものではなくて協議会で決定するやつですから、ここでは参考の問題として出すことだろうと思うので、11月だということですから、多少余裕を持っておいた方がいいのではないのかなと、そんな気がします。

#### (花田委員長)

ありがとうございました。

#### (柳田委員)

私が言い出したことなので、一言だけご理解をいただくためにもお話ししたいと思うのですが、これはさきの小委員会のときに、郡のことも出していただきましたね。そのときには、このことも郡についても公募するか、またその他協議会からの付託を受けて、そして小委員会で協議したらということで発言をさせていただいたと思うのですが、そのときは、「いやいや、それはまだだ」ということで終わったというふうに記憶しています。そしてそのときは、一委員さんから、郡って一体何なのだというようなお言葉もいただいておりますので、まさかきょうこれが出るということは、実際問題として考えておりませんでした。しかし、送ってきた内容を見て、これどういうことだったのかなというような思いが実感です。

以上です。

#### (真柄委員)

これも今言う、この3番目の新町協議、新しい郡を協議することができるということ、はっきりいって本当は初耳に近い状態なのです、私たちにしても。それで、今言うように、1回目のときはやっぱり新町というものがあ程度決まらなないと、郡のイメージ自体もなかなか難しいのではないかという話で終わったと思いますので。だから、この始まりなのかどうなのかわかりません。この二つの郡がまざって一緒のまちになると、これは相当ほかのと違う意味で、これはどういう影響があるのかと本当にまだ判断つきかねますので、できれば継続という形の中でもう少し勉強する、時

間はないといってもやはり11月ぐらいまでに決定すれば間に合うみたいですから、新町名決まった段階である程度もう一回きちんとこれ小委員会でも私、受けるのなら受けて構わないと思いますけれども、どうですかね、委員長、その辺の取り計らい……。できれば、もう少しそういう関係の資料なりなんなりがあれば判断基準としては、道の考え方をもう少し何かの形で入って、そういうのをデータとして少し私どもももらいたいなど。影響ない、影響ないというけれども、やっぱりこれは多少いろんな分野で影響あるのだと思いますよ、これ。そんな簡単に、郡をどうしても影響ないのだということには、行政コストの面から何からいっても、こっちの方がもし合併したとしたら、よりコストかからないということも、これだって一つの大きい判断になる場合もあると思いますので、その辺含めて私はそういう形できょうは扱っていただければなと思いますけれども。

#### (内田委員)

こういう問題というのは、いずれ大きな問題ですから、方針というものはやっぱりちゃんと決めておかないと、まだ日にちがあるから後からというようなことに私はいかないと思うのです。これはそういうふうにやっていったら、後々ということならこれは全部後に回りますから、こういう意味ではこういう難しいやつは、ある程度の方針というのを決めておかなければならないと思います。

今、新町の名前に郡が影響するというのは、私はそうでないと思うのです。郡といっても、あくまで郡があれば、それで町名によってその郡が変わるということ自体、どうですか、そういうことありますか。

#### (花田委員長)

これは内田会長のお考えというのは、相当ふだんから広くお考えになるので、そういうお考え出るかもわかりませんが、一般的には私は、今この小委員会として影響は結構あるものだと。やっぱり郡名と新しいまちの名前の流れというのでしょうか、やっぱり一番今気にしているのは新町もやっぱり皆さんが、住む方がなじみやすくしていろんなことと、満たすものも共有し合うものということで今まで随分頭を悩ましていただきましたので、今総勢の考えは決して先送りをしようという、私、この会議に限ってはそこはないのではないかなと委員長として考えます。

再度お諮りしますが、この点については今総体的に諮った場合に、もう少し新町の名称の動向を見きわめる意味もあって、本件に限り継続事項とさせていただきますことをご理解いただけましょか。決して先延ばしするという安易な形はとりません。そういうことのご理解をいただいて、その今申し上げたような意味を体して、本件について継続事項とさせていただきますこと皆さんのご了解をお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

#### (平田委員)

はい、関連して。今の委員長の取り計らいで私はいいと思います。この後のこの新町の決定までのスケジュールといいますか、今度の法定協議会には小委員会としての報告が出るというふうに、いただいていますからわかっていますけれども、その後の決定はまた1カ月後になるのか、それと

も今の法定協議会の規約、規則ですか、で、この前ちょっと一部改正した、今まで2回のもものが1回になったと、特別な事由があれば時期を見て開催できるのだというものもあるので、町民の物すごい大きな関心事でもあるので、法定協に報告して、また一月いろんな議論飛んで歩くようなことにならないようにできるだけ早く、次の協議会では無理だというふうに思いますけれども、その他の案件があればこうした郡の問題も含めてまた協議する必要あると思うので、できるだけ早く開催をしてほしいというのが私の願いでございます。

**(花田委員長)**

それについては、報告事項にしてご報告申し上げ、各協議会の委員さんのご賛同を得て、月1回のペースがどうだ。これは課題が多くなってくると、やはり月2回ということも当然あり得るということも含んであるわけですから、それについてはまたこれを兼ねてそのことを要請してまいりたいと思います。

**5. その他**

**(花田委員長)**

それで、何か特に事務局ありますか。ないですか。

**6. 閉 会**

**(花田委員長)**

長時間をかけてご審議をちょうだいしました。委員長の裁きがこんなに手ぬるいとは自分ながら恥ずかしい思いをしてこの時間を過ごしました。爾後十分気をつけてまいりたいものだと、こう考えます。

以上で、本日の会議を終了させていただきます。本当に皆様のご協力感謝申し上げます、終わります。ご苦労さまでございました。

(午前11時58分)